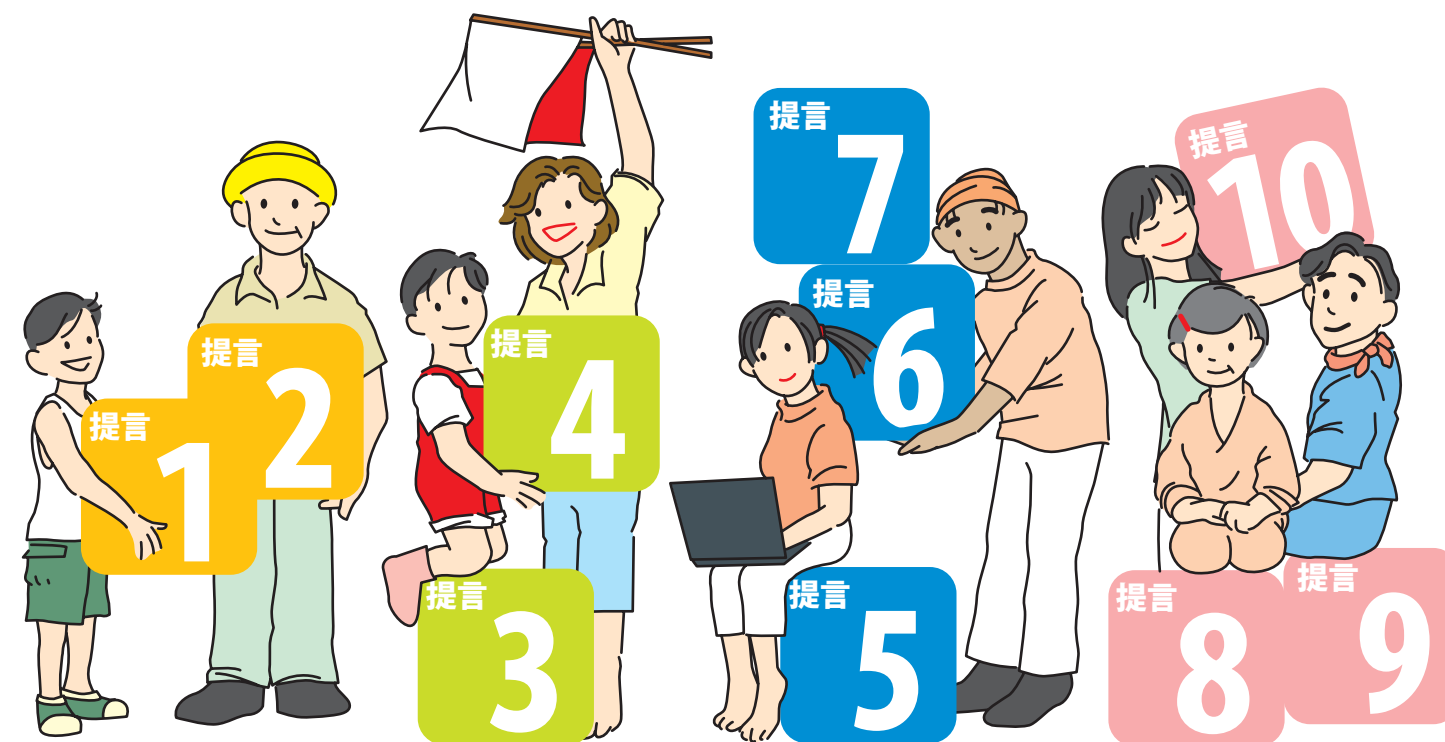




活力とるおいのある市民都市・川崎へ

川崎市自治推進委員会の取組

市民自治の推進に向けた10の提言
〔第1期〕



川崎市自治推進委員会

委員長／小島 聡 法政大学人間環境学部教授
副委員長／牛山 久仁彦 明治大学政治経済学部教授
委員／梅本 真理子 公募市民委員
(順不同) 竹井 齋 公募市民委員
矢島 尚 社団法人日本バリアフリー協会理事
吉田 彩 公募市民委員

【お問い合わせ先】

川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
☎044-200-3708 ☎044-200-3800
✉20ziti@city.kawasaki.jp

Web自治基本条例

検索

平成20(2008)年3月

〈総合的な自治の醸成〉

提言1 自治に向き合う職員の育成
提言2 自治意識の醸成

〈協働のまちづくり〉

提言3 協働実践の共有
提言4 協働推進施策の整備

〈情報共有〉

提言5 政策形成過程の情報共有の推進
提言6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築
提言7 情報コンシェルジュ機能の充実

〈区民会議〉

提言8 区民会議の情報発信の推進
提言9 区民会議と関係団体との連携の推進
提言10 各区区民会議の交流の推進

平成20(2008)年3月
川崎市自治推進委員会報告書概要

はじめに

川崎市では、自立した自治体の構築とともに市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民の信託に基づく市政運営のルールとして、政令指定都市として初となる〈川崎市自治基本条例〉を平成16年12月に制定しています。本条例の前文では、市民が地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、市政運営に市民が主体的に参加することを原則とする市民自治の基本理念がうたわれています。

平成17年4月に条例が施行されてから、これまで、条例に基づく施策の推進に向けて、さまざまな新しい市民自治の仕組みづくりが進められています。

こうした中、条例第33条の規定に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議を行うため、平成19年2月に《川崎市自治推進委員会》が設置されました。本委員会では、条例に基づく制度等の進捗状況等について、特に重点的な事項として、「協働のまちづくり」、「情報共有」及び「区民会議」を取り上げ、自治運営の3つの基本原則である“情報共有、参加及び協働の原則”に照らして、取組状況や課題、方向性などについて検討を進め、これまでの検討結果とそれらを踏まえた市民自治の推進に向けた10の提言をあわせて報告書として取りまとめました。

このパンフレットは、その内容を市民の方に分かりやすくお伝えするために作成したものです。

川崎市自治推進委員会

目次

自治推進委員会とは？	1
自治運営に関する制度等の運営状況	2
自治推進委員会において調査審議した内容	4
市民自治の推進に向けた10の提言	6
〈総合的な自治の醸成〉	
〈協働のまちづくり〉	
〈情報共有〉	
〈区民会議〉	

自治推進委員会とは？

位置付けは？ 川崎市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」といいます。）は、川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）第33条に基づき、自治運営の基本原則[■]に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されたものです。委員会は、公募市民と学識経験者の計6名で構成されています。



自治基本条例パンフレット

自治基本条例

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条

市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

何をしているの？ 自治推進委員会では、次の事項を調査審議しています。

【自治推進委員会で調査審議している事項】

- ①自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- ②自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- ③その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

※なお、自治運営の基本原則に基づく制度等であっても、市情報公開運営審議会など審議機関が既に設置されている場合には、当該審議会で調査審議している事項については、調査審議の対象としていません。

これまでの取組は？ 自治推進委員会では、平成19年2月の設置以降、7回にわたって委員会を開催してきました。また、講演会（1回）、フォーラム（1回）も開催しました。

平成19年	2月 7日	第1回委員会	委嘱状の交付、委員紹介、委員長・副委員長の選出等 審議事項 自治推進委員会の調査審議の進め方やテーマについて
	3月 29日	第2回委員会	報告 中原区と宮前区の区民会議 ² の実施状況 審議事項 区民会議について
	5月 16日	講演会	「市民と行政のためのコミュニケーション活動をきく」をテーマに、自治推進に向けての広報戦略をテーマとした講演会を開催
	5月 31日	第3回委員会	報告 市民活動センター ³ の活動状況と市の協働に関する取組状況 審議事項 協働のまちづくりについて
	7月 30日	第4回委員会	報告 市の広報と報道の現状と課題 審議事項 市民自治を推進するための情報発信・情報共有の方法について
	9月 27日	第5回委員会	報告 区民会議に関する調査結果、多摩区と麻生区の区民会議の実施状況 審議事項 地域課題の解決プロセスにおける情報共有、参加及び協働の取組について
	11月 28日	第6回委員会	報告 総合コンタクトセンター ⁴ 、パブリックコメント手続等の取組状況 審議事項 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況等について
平成20年	3月 1日	区民会議フォーラム	「区民会議など自治の取組を考える」をテーマに、各区区民会議委員をパネリストとしたパネルディスカッション形式で開催
	3月 17日	第7回委員会	報告 区民会議フォーラムについて 審議事項 第1期自治推進委員会報告書(案)等について

1 自治運営の基本原則

第5条

市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1)情報共有の原則
市政に関する情報を共有すること。
- (2)参加の原則
市民の参加の下で市政が行われること。
- (3)協働の原則
暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 区民会議

自治基本条例第22条の規定に基づき、区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行うため、各区に設置されています。平成18年4月1日に区民会議条例が施行され、各区で実施しています。

3 市民活動センター

(正式名称)財)かわさき市民活動センター
誰もが暮らしやすい社会の実現に向けたボランティア・市民活動及び青少年活動の推進を目的とした非営利組織で、さまざまな側面から市民活動を応援するとともに、青少年の施設等の管理運営を行っています。

4 総合コンタクトセンター

(正式名称)川崎市総合コンタクトセンター
市民等からの電話、電子メール、FAX及び手紙による市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情、相談、予約申込み、取次ぎといった問い合わせ等を一元的に対応する窓口をいいます。平成18年4月1日に設置

自治運営に関する制度等の運営状況

5 情報共有の原則

市が持っている情報は市民の財産です。そのため市は、情報の適切な発信と管理を市民からゆだねられていると考えられます。市民は、市が持っている情報にいつでもアクセスし、それを活用することによって、身の回りの課題を解決したり、自らの暮らしを豊かなものにすることができ、このことを「情報共有の原則」と位置付けています。また、この原則は市民の参加や協働の取組を広げるためにも必要なものといえます。

6 参加の原則

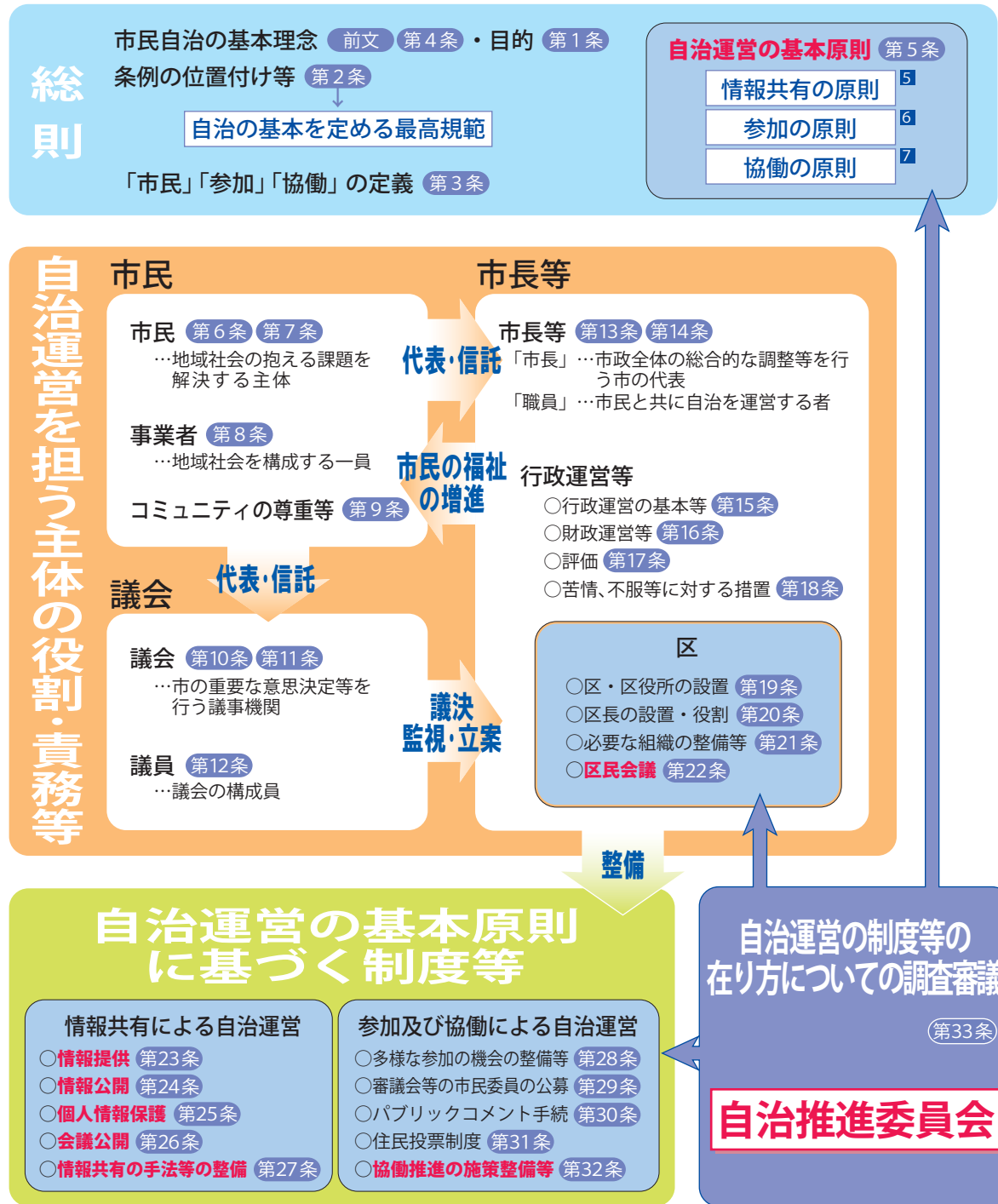
誰もが「暮らしやすい」と感じることでできる地域社会をつくるためには、市政に市民が主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案することなどによって、市民の多様なニーズの中から課題に対する必要な解決方法を選択していく、これを「参加の原則」と位置付けています。

7 協働の原則

市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で、協力し合っていくことを「協働の原則」と位置付けています。市民も自らの発言と行動に責任を持つことが必要であり、これは参加の場合についてもいえるものです。

自治基本条例の体系と各規定に関するこれまでの取組と方向性は、次のように整理できます。

◆ 自治基本条例の体系 ◆



◆ 自治基本条例の各規定に関するこれまでの取組と方向性 ◆

これまでの主な取組・成果	方向性
1 行政運営等に関する取組	
第15条 ●「新総合計画(川崎版フロンティアプラン)」や「行財政改革プラン」の策定 第16条 ●中期財政収支見通しの策定や財政に関する情報の公表など 第17条 ●施策評価(川崎再生ACTIONシステム ⁸)の実施 第18条 ●市民オンブズマン制度や人権オンブズパーソン制度の運用	
2 市民自治の基本原則に基づく制度等の運営状況等	
区	
第21条 必要な組織の整備等 第22条 区民会議	●区役所を地域のまちづくり拠点として整備 ●区役所を総合的な子ども支援拠点として整備 ●区における市民活動支援体制の整備 ●区における総合行政の推進 ⁹ →区民会議条例(H18.4.1施行)
情報共有	
第23条 情報提供 第24条 情報公開 第25条 個人情報保護 第26条 会議公開 第27条 情報共有の手法等の整備	●地域総合行政機関としての区役所機能の整備等 ●子どもに関する相談機能の拡充等 ●市民活動支援拠点の充実・拠点利用に関する情報提供の充実等 ●計画・施策に関わる区の調整機能の強化、区予算の確立・充実 ●地域の自主的な課題解決の取組を区役所が支援する仕組みの検討等 ●多様な情報媒体を活用した情報提供や戦略的広報活動の推進など ●効果的な市政情報提供手法の構築、パブリシティ ¹⁰ の有効活用等 ●条例、規則や要綱等との関係を体系的に整理して公開 ●ホームページなどによる情報提供への移行の促進 ●情報漏えい等の問題に効果的に機能する個人情報保護の推進 ●審議会等に関する情報の市民への周知の徹底と充実 ●市民ニーズを市の施策に反映させていく仕組みの構築等 ●地域ポータルサイト ¹¹ などを活用した効果的な情報提供等 ●さまざまな立場の市民からの多様な意見の聴取等
参加及び協働による自治運営	
第28条 多様な参加の機会の整備等 第29条 審議会等の市民委員の公募 第30条 パブリックコメント手続 第31条 住民投票制度 第32条 協働推進の施策整備等	●広聴等 ●審議会等の市民委員の公募 ●パブリックコメント手続 ¹² 制度の運用 →パブリックコメント手続条例(H19.4.1施行) ●住民投票制度の創設・運営 ●協働型事業のルール ●協働推進事業費の活用
3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	
第33条 ●自治推進委員会の運営	●具体的な改善策を効果的に提言する委員会の運営、取組の情報発信等
4 その他の主な制度・施策	
第6条 市民の権利 第7条 市民の責務 第8条 事業者の社会的責任 第9条 コミュニティの尊重等	●市民が良好な環境の下で暮らすことができる権利の実現 ●グローバルコンパクト ¹³ 、かわさきコンパクト ¹⁴ の推進 ●総合評価一般競争入札制度の実施 ●自治会・町内会への支援 ●市民活動団体等への支援 ●総合的な市民活動支援施策の確立 ●自治体間の連携 ●県市間の権限移譲の取組
国等との関係	
第34条 国や他の自治体との関係	●緑の基本計画、多摩川プランの推進等 ●市の環境配慮の取組推進 ●職員意識の向上と徹底等 ●都市型コミュニティに関する検討 ●さまざまな市民活動支援策の連携による総合的な推進等 ●大都市固有の課題解決等 ●県市間の権限移譲の推進

8 川崎再生ACTIONシステム総合計画に位置付けられている全事務事業及び施策の点検評価を行うことにより、新総合計画の適正な進捗管理等を行う仕組み

9 区における総合行政の推進
 区役所の内部組織間、区役所と局相互の調整を円滑にするともに、区役所の企画及び調整の機能を強化することなどを目的とした「区における総合行政の推進に関する規則」が平成18年4月1日に施行されています。

10 パブリシティ
 事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、メディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動のことをいいます。

11 要綱
 市政運営の内部基準を示したもののこと。

12 ポータルサイト
 インターネットの入口となるサイトのこと。

13 公募委員要件
 附属機関等の委員公募実施指針では、「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする」と規定されています。

14 パブリックコメント手続
 市民の市政への参加を推進すること等を目的として、政策の策定段階で、市民その他関係者から、計画や条例などの意見や案についての意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める手続き

15 グローバル・コンパクト
 国連環境計画の取組。「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる10原則が設定されています。市では、平成18年1月に日本の自治体で初めて国連グローバル・コンパクトに署名・参加しました。コンパクト(compact)は「協定」と訳します。

16 かわさきコンパクト
 グローバルな視野から設定した課題を、川崎の市民・事業者・行政等の連携により解決を目指す取組

自治推進委員会において調査審議した内容 (平成20年3月まで)

自治推進委員会における
調査審議の視点

自治基本条例 (第5条) に規定された《自治運営の3つの基本原則》

情報共有の原則

参加の原則

協働の原則

自治運営に関する制度等の取組

行政運営等に関する取組

- 第15条 ○行政運営の基本等
- 第16条 ○財政運営等
- 第17条 ○評価
- 第18条 ○苦情、不服等に対する措置

区に関する取組

- 第21条 ○必要な組織の整備等
- 第22条 ○区民会議

情報共有に関する取組

- 第23条 ○情報提供
- 第24条 ○情報公開
- 第25条 ○個人情報保護
- 第26条 ○会議公開
- 第27条 ○情報共有の手法等の整備

参加・協働による自治運営に関する取組

- 第28条 ○多様な参加の機会の整備等
- 第29条 ○審議会等の市民委員の公募
- 第30条 ○パブリックコメント手続
- 第31条 ○住民投票制度
- 第32条 ○協働推進の施策整備等

自治運営の制度等の在り方についての調査審議

- 第33条 自治推進委員会

市民・コミュニティに関する取組

- 第6条 ○市民の権利
- 第7条 ○市民の責務
- 第8条 ○事業者の社会的責任
- 第9条 ○コミュニティの尊重等

国等の関係に関する取組

- 第34条 ○国や他の自治体との関係

自治運営に関する制度等の検討

〈協働のまちづくり〉

取組・課題

- ▶ 市民活動支援に関する取組
市民活動を支えていく柱としての「活動の場」「資金の確保」「人材の育成」「情報の共有」
- ▶ 協働推進に向けた施策整備の取組
協働型事業のルールと協働推進のための仕組み

方向性

- 協働推進施策の周知等
- 協働型事業の推進のための環境整備
- 中期的な視点による協働事業の推進
- 協働に関する事業調整のための仕組みの構築
- 協働施策を推進する市職員の育成

〈情報共有〉

取組・課題

- ▶ 積極的な情報提供
ホームページ等による要綱等やQ & A集などの公表の実施
- ▶ 戦略的な広報
メディアミックス等の手法の活用
- ▶ 報道機関の有効活用
マスメディアの特性を生かした情報の発信
- ▶ 情報提供の総合窓口の整備
総合コンタクトセンターへの窓口の一元化
- ▶ 民間と連携したインターネット上の情報提供
地域ポータルサイトを活用した情報の発信

方向性

- 政策形成過程に係る情報の提供
- 戦略的な情報発信の拡充
- インターネットの活用の拡充・推進
- 情報コンシェルジュ

〈区民会議〉

取組・課題

- ▶ 区民会議の仕組み
目的、役割、区と市の調整の仕組み等
- ▶ 各区区民会議の取組状況
各区の審議課題等とヒアリングを実施した区の事例
- ▶ 課題整理とその解決に向けたケーススタディと検証
区民会議に係る調査結果の整理

方向性

- 自治の実践につながる区民会議の運営
- 広い区民の関心の獲得
- 委員同士の情報共有
- 関係団体との連携
- 各区の区民会議の交流
- 地域課題の解決に向けた取組を実施する仕組みづくり

市民自治の推進に向けた10の提言

〈総合的な自治の醸成〉

- 提言 1 自治に向き合う職員の育成
自治の推進を担う職員の人材育成に向けた仕組みの構築
- 提言 2 自治意識の醸成
地域や教育の場での自治意識を醸成するための環境整備

〈協働のまちづくり〉

- 提言 3 協働実践の共有
協働型事業の実践の共有化による協働の取組の推進
- 提言 4 協働推進施策の整備
協働型事業のルールや提案制度など協働に関する施策の整備

〈情報共有〉

- 提言 5 政策形成過程の情報共有の推進
共有すべき情報の基準の整備などによる取組の推進
- 提言 6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築
情報の受け手の特性に合わせた情報発信の手法等の活用
- 提言 7 情報コンシェルジュ機能の充実
市政情報を分かりやすく提供する案内機能の整備

〈区民会議〉

- 提言 8 区民会議の情報発信の推進
区民の参加と協働の推進に向けた広報の充実
- 提言 9 区民会議と関係団体との連携の推進
地域課題の解決に向けた関係団体との連携や取組の推進
- 提言 10 各区区民会議の交流の推進
区民会議委員同士の情報交換や連携など交流の推進

市民自治の推進に向けた10の提言

自治推進委員会では、これまでの取組や方向性などを踏まえて、自治基本条例に基づく市民自治の推進に向けた効果的な手法や仕組みなどについて、「総合的な自治の醸成」、「協働のまちづくり」、「情報共有」、「区民会議」の4つの項目に整理し、10の提言をまとめました。



総合的な自治の醸成

提言 1 自治に向き合う職員の育成

市が自治基本条例の理念に基づきさまざまな施策を効果的に展開していくためには、市職員の一人ひとりがその理念を十分に理解する“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められています。

自治の推進を担う職員の人材育成に向けた仕組みの構築

自治基本条例の理念を踏まえて、新規施策の実施や既存施策の見直しができるような知識、経験、能力等を備えるため、座学研修に加えて、人事交流などOJT¹⁷による実践の場を活用した人材育成を体系的な仕組みとして構築していくことが必要です。

提言 2 自治意識の醸成

市民自治を推進していくためには、自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成に取り組んでいくことが求められます。

地域や教育の場での自治意識を醸成するための環境整備

何より、身近な自治を体験することが効果的です。シニア世代や子どもをはじめ、市民が、地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなどにより、自治意識を醸成していくための環境整備を図ることが必要です。

このような取組を進めることにより、将来大きな“自治の力”になっていくことが期待されます。

¹⁷ OJT
On-the-Job Trainingの略で、具体的な仕事を通じて知識、経験、能力を養う目的で行われる職業指導手法のひとつ。



協働のまちづくり

提言 3 協働実践の共有

市が、協働の取組を更に進めていくためには、多くの市民との間で「協働実践の共有」を図ることが効果的です。

協働型事業の実践の共有化による協働の取組の推進

協働型事業の実践などを通して、市と市民との役割や責任の分担、調整の方法など、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージを共有し、着実に共通認識を深めていくことが重要です。

提言 4 協働推進施策の整備

市においては、区による協働型等の事業提案制度の実施や、協働型事業のルール策定を行っており、そうした取組により、今後多くの地域の課題を解決に結びつけていくことが求められています。

協働型事業のルールや提案制度など協働に関する施策の整備

自治基本条例第32条¹⁸に基づき、協働型事業のルールや区における協働型等の事業提案制度を円滑に運用し、結果の検証を適切に実施するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用することが重要です。

また、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実も期待されます。



¹⁸ 自治基本条例第32条
協働推進の施策整備等について規定した条文
第32条
市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

19 自治基本条例第6条
市民の権利について規定した条文

第6条
市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。
(1) 市政に関する情報を知ること。
(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
(4) 行政サービスを受けること。

20 政策形成過程の情報等
市民参加を進めるために必要とされる情報には、施策の背景や意思決定の材料となった情報、加工されたり集計・分析される前の一次情報なども含まれます。

21 コンシェルジュ
案内人。一般にホテルで宿泊客の要望等に対応する案内係をさします。
(conciierge[仏語])

情報共有

提言 5 政策形成過程の情報共有の推進

自治基本条例第6条¹⁹では、市民の権利として「市政に関する情報を知ること」や「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」を保障することが規定されています。政策の形成過程においても市民の市政への参加の一層の推進を図るため、政策形成過程の情報共有を推進していくことが求められています。

共有すべき情報の基準の整備などによる取組の推進

政策形成過程の情報等²⁰のうち、提供すべき情報の種類などについて基準を整備した上、可能な限り、積極的に情報提供していくことが重要です。

提言 6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

インターネットを活用するホームページやメールマガジンなどの情報発信は、市政だより等の紙媒体によるものを補完する役割を果たすとともに、今後は、さまざまな市民に確実に情報を届ける役割を担うことが求められています。

情報の受け手の特性に合わせた情報発信の手法等の活用

全世帯を対象として計画的に情報を発信する手法（市政だより等）とあわせて、世代や地域などのターゲットを見据えながら、情報を届けたい相手が日ごろからどのような媒体で情報を得ているかなどの特性をよく理解した上で情報発信する「クロスメディア」の手法等を更に活用していくことが重要です。

提言 7 情報コンシェルジュ²¹機能の充実

市政情報は膨大であるとともに様々な分野にわたっており、市民が必要とする情報の有無や所在、知るための手法が市民の身近なところで分かりやすく整備されている必要があります。

市政情報を分かりやすく提供する案内機能の整備

例えば、日常生活に関する情報や審議会等の開催状況、議論の内容などを含めた情報などについて、市民に分かりやすく、体系的に整理して提供する手法をインターネットなどの活用により構築するとともに、市民に必要な情報まで案内する「情報コンシェルジュ」としての機能を総合コンタクトセンター等において充実させていくことが重要です。

区民会議

提言 8 区民会議の情報発信の推進

区民会議は、参加と協働により地域の課題を自ら解決していく実践の場として、また、より多くの区民が意見交換し、連携し合う場として機能することが必要です。

区民の参加と協働の推進に向けた広報の充実

現在行っている区民会議に関する取組、課題等についてのフォーラムの開催や独自の広報紙の作成などに加えて、今後はあらゆる機会やさまざまな広報媒体等を活用し、継続的にPRや広報を行うことにより、更なる区民会議に関する情報の共有化を図り、多くの区民に支えられる開かれた会議となっていくことが重要です。

提言 9 区民会議と関係団体との連携の推進

区民会議には、さまざまな団体が調査審議に参加しており、これまで活動してきた経験やノウハウ、ネットワークなどを提供し合うことができる委員構成になっています。地域の課題を解決していくためには、そうした多様な背景を持った委員が、自らの出身母体や関係団体と更に連携して取組を推進していくことが必要です。

地域課題の解決に向けた関係団体との連携や取組の推進

区民会議委員²²が、自らの出身母体を巻き込んだ取組を広げていくとともに、委員のネットワークを通じて、また、区民会議の事務局において、区民会議と地域をつなぐコーディネーター機能を強化して、市民活動団体等の活動を点から線、線から面へつなげて、地域の課題解決に向けた糸口をつかむことが重要です。

提言 10 各区区民会議の交流の推進

区民会議においては、地域の課題解決に向けた取組を進めていくために、各区の区民会議委員同士が交流するとともに、相互に連携を図ることも必要です。

区民会議委員同士の情報交換や連携など交流の推進

例えば、区民会議委員同士で情報交換を行い、学び合う場などを設定したり、また、区民会議が互いに課題解決の成功例などを持ち寄り、それらを生かしながら地域の課題解決に向けた取組を発展させていくことが重要です。



提言 10
提言 8
提言 9

22 区民会議委員
地域で活動する団体からの推薦、公募及び区長の推薦により、市長が委嘱します。任期2年、各区20人以内

